

【表紙】

【公表書類】	訂正特定証券情報
【公表日】	2025年7月9日
【発行者の名称】	山本通産株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 郡司 哲雄
【本店の所在の場所】	大阪市中央区博労町一丁目7番16号
【電話番号】	06-6252-2131 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 上野 嘉人
【担当J-Adviserの名称】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 白岩 直人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.jia-ltd.com
【電話番号】	03-6804-6805 (代表)
【有価証券の種類】	普通株式
【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】	発行価額の総額 株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘 187,425,000円以内 (注) 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、 訂正特定証券情報提出時における見込額であります。
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2025年7月18日に TOKYO PRO Market へ 上場する予定です。当社は、上場に際しては「第一部【証券情 報】第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」に記載の特定投資 家向け取得勧誘を行う予定です。 なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【公表されるホームページのアドレス】	山本通産株式会社 https://www.ytc-j.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部【企業情報】第3【事業の状況】4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

1 【訂正特定証券情報の公表理由】

2025年6月13日付で公表いたしました特定証券情報及び2025年7月1日付で公表いたしました訂正特定証券情報の記載事項のうち、株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘においてブックビルディング方式に準拠した方法による発行価格の検討の結果、発行価格が2025年7月9日に決定したことから、これらに関連する事項を訂正するため、訂正特定証券情報を公表するものであります。

2 【訂正事項】

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

- (1)【特定投資家向け取得勧誘の方法】
- (2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】

6【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

- (1)【新規発行等による手取金の額】
- (2)【新規発行等の理由及び手取金の使途】

第4【その他の記載事項】

2. ロックアップについて
3. 当社が指定する取得勧誘先への取得勧誘について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1)【特定投資家向け取得勧誘の方法】

<訂正前>

2025年7月9日に決定される予定の発行価格にて、特定投資家向け取得勧誘（以下、「本取得勧誘」という。）を行います。なお、本取得勧誘は、日本証券業協会の有価証券の引受け等に関する規則第25条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格を決定する方法をいう。）に準拠し、決定する価格で行います。ブックビルディング方式に準拠した発行価格の決定方法の実施に当たってはJIA証券株式会社をブックランナーに指定し、需要申告の受け入れ等を行います。

形態	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当による特定投資家向け取得勧誘	—	—	—
株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘	90,000	187,425,000	—
計（総発行株式）	90,000	187,425,000	—

- (注) 1. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
2. 本取得勧誘は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
3. 2025年7月1日開催の取締役会において決定された仮条件（2,450円～2,500円）の平均価格（2,475円）で算出した場合、本特定投資家向け取得勧誘における発行価格の総額（見込額）は222,750,000円となります。
4. 上記の各金額は見込額であり、今後変更されることがあります。各金額の決定の時期及び方法については、後記「(2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】」をご参照ください。
5. 当社は上記発行株数の一部につき、当社が指定する取得勧誘先へ申込を要請しております。当社の指定する取得勧誘先の状況等につきましては、後記「第4【その他の記載事項】3. 当社が指定する取得勧誘先への取得勧誘について」をご参照ください。当社が指定する取得勧誘先、株式数及び取得勧誘の目的は下表の通りであります。

指定する取得勧誘先	株式数（株）	取得勧誘の目的
イサム塗料株式会社	<u>上限10,000株</u>	取扱商材の拡充など取引関係を強化し発展させていくため
東京インキ株式会社	<u>上限10,000株</u>	主に、海外市場での取引関係を強化し、発展させていくため
株式会社日本ピグメントホールディングス	<u>上限10,000株</u>	当社における友好的取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社ユシロ	<u>上限10,000株</u>	国内外の取引関係を維持・発展させていくため

なお、当該取得勧誘先の指定は公平かつ公正な取得勧誘を行う目的から、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」を参考として行う発行者が指定する先への取得勧誘であります。

<訂正後>

2025年7月9日に決定された発行価格(2,450円)にて、特定投資家向け取得勧誘(以下、「本取得勧誘」という。)を行います。なお、本取得勧誘は、日本証券業協会の有価証券の引受け等に関する規則第25条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格を決定する方法をいう。)に準拠し、決定された価格で行います。

形態	発行数(株)	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
株主割当による特定投資家向け取得勧誘	—	—	—
株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘	90,000	187,425,000	—
計(総発行株式)	90,000	187,425,000	—

- (注) 1. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
 2. 本取得勧誘は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
 3. 当社は上記発行株数の一部につき、当社が指定する取得勧誘先へ申込を要請しております。当社の指定する取得勧誘先の状況等につきましては、後記「第4【その他の記載事項】3. 当社が指定する取得勧誘先への取得勧誘について」をご参照ください。当社が指定する取得勧誘先、株式数及び取得勧誘の目的は下表の通りであります。

指定する取得勧誘先	株式数(株)	取得勧誘の目的
イサム塗料株式会社	<u>10,000株</u>	取扱商材の拡充など取引関係を強化し発展させていくため
東京インキ株式会社	<u>10,000株</u>	主に、海外市場での取引関係を強化し、発展させていくため
株式会社日本ビグメントホールディングス	<u>10,000株</u>	当社における友好的取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社ユシロ	<u>10,000株</u>	国内外の取引関係を維持・発展させていくため

なお、当該取得勧誘先の指定は公平かつ公正な取得勧誘を行う目的から、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」を参考として行う発行者が指定する先への取得勧誘であります。

(注) 3. 及び 4. の全文削除

(2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

<訂正前>

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	払込期日
未定 (注) 2	2,082.50 (注) 3	— (注) 4	100	自 2025年7月10日 至 2025年7月14日	2025年7月17日

- (注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。
- 「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う1株当たりの金額
 - 「発行価額」：会社法上の1株当たりの払込金額
 - 「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額
2. 発行価格はブックビルディング方式に準拠して決定いたします。
- 仮条件は、2,450円以上2,500円以下の価格とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスクその他を総合的に勘案した上で、2025年7月9日に決定する予定であります。また、当該条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場企業との比較、価格算定能力が高いと推定される特定投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況及び最近の新規上場株式会社の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。
3. 発行価額は、2025年7月1日開催の取締役会において決定いたしました。なお、発行価格が会社法上の払込金額である発行価額を下回る場合は、本取得勧誘を中止いたします。
4. 本取得勧誘は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
5. 申し込みに先立ち、2025年7月2日から2025年7月7日までの間でブックランナーであるJIA証券株式会社に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能です。取得勧誘に当たりましては、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家向けに取得勧誘が行われることがあります。なお、発行数の上限を上回る応募があった場合にはブックランナーであるJIA証券株式会社の定める配分の基本方針及び社内規則等に準拠し、配分を行う方針であります。配分の基本方針については同社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
6. 本取得勧誘の申込みは申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みに係る書類を提出することとし、2025年7月17日までに申込株数に基づく払込金額を後記払込取扱場所に記載の当社指定の銀行口座へお振込みいただきます。
7. 株式受渡期日は、2025年7月18日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

<訂正後>

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	払込期日
<u>2,450</u> (注) 2	2,082.50	— <u>(注) 3</u>	100	自 2025年7月10日 至 2025年7月14日	2025年7月17日

(注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う1株当たりの金額

「発行価額」：会社法上の1株当たりの払込金額

「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額

- 発行価格の決定に当たりましては、仮条件（2,450円以上2,500円以下）に基づいて、ブックビルディング方式に準拠し、需要の申告を受け付けました。申告された総需要株式数は仮条件の範囲において自己株式の処分株数を超過しており、申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の下限価格に集中しておりました。これらの申告された需要に、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,450円に決定いたしました。
- 本取得勧誘は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
- 取得勧誘に当たりましては、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家向けに取得勧誘が行われることがあります。なお、発行数の上限を上回る応募があった場合にはブックランナーであるJIA証券株式会社の定める配分の基本方針及び社内規則等に準拠し、配分を行う方針であります。配分の基本方針については同社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
- 本取得勧誘の申込みは申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みに係る書類を提出することとし、2025年7月17日までに申込株数に基づく払込金額を後記払込取扱場所に記載の当社指定の銀行口座へお振込みいただきます。
- 株式受渡期日は、2025年7月18日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

(注) 3の全文削除及び4、5、6、7の番号変更

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行等による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
<u>222,750,000</u>	10,000,000	<u>212,750,000</u>

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本取得勧誘による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本取得勧誘による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる発行価格の総額であり、2025年7月1日開催の取締役会において決定された仮条件(2,450円~2,500円)の平均価格(2,475円)を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。
5. 2025年7月1日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額である発行価額で算出した場合、本取得勧誘における払込金額の総額(見込額)は187,425,000円となります。

<訂正後>

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
<u>220,500,000</u>	10,000,000	<u>210,500,000</u>

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本取得勧誘による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本取得勧誘による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる発行価格(2,450円)の総額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 5の全文削除

(2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】

<訂正前>

新規発行等の手取金である差引手取概算額 212,750千円は、成長投資のための準備費用等に充当する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

(単位：千円)

項目	予定金額	支払予定		
		2025年12月期	2026年12月期	2027年12月期
M&A先の調査費用	<u>52,750</u>	4,500	16,000	<u>32,250</u>
システム投資	160,000	40,000	60,000	60,000

(注) 上記費用につきましては、現時点において充当期が決定していないため、実際の充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

<訂正後>

新規発行等の手取金である差引手取概算額 210,500千円は、成長投資のための準備費用等に充当する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

(単位：千円)

項目	予定金額	支払予定		
		2025年12月期	2026年12月期	2027年12月期
M&A先の調査費用	<u>50,500</u>	4,500	16,000	<u>30,000</u>
システム投資	160,000	40,000	60,000	60,000

(注) 上記費用につきましては、現時点において充当期が決定していないため、実際の充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第4【その他の記載事項】

<訂正前>

2. ロックアップについて

取得勧誘先であるイサム塗料株式会社、東京インキ株式会社、株式会社日本ピグメントホールディングス及び株式会社ユシロはJ-Adviserに対し、上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2026年1月13日までの期間中は、当社普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、経営の著しい不振等その他社会通念上やむを得ないと認められる場合における譲渡又は処分等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

3. 当社が指定する取得勧誘先への取得勧誘について

(1) 取得勧誘先の状況等

(イサム塗料株式会社)

①概要	名称	イサム塗料株式会社
	本店の所在地	大阪市福島区鷺洲二丁目15番24号
	直近の有価証券報告書等の提出日	半期報告書 第79期中（2024年4月1日～2024年9月30日） 2024年11月12日 近畿財務局長に提出
		有価証券報告書 第79期（2024年4月1日～2025年3月31日） 2025年6月27日 近畿財務局長に提出
②当社との関係	出資関係	当社は、イサム塗料株式会社の普通株式17,968株を所有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社の販売先であります。
③選定理由		取引商材の拡充など取引関係を強化し発展させていくため
④取得しようとする株式の数		未定 <u>（特定投資家向け取得勧誘による自己株式の処分株式のうち、10,000株を上限として、2025年7月9日（処分価格決定日）に決定される予定。）</u>
⑤株券等の保有方針		長期保有の見込みであります。
⑥払込みに要する資金等の状況		当社は、取得予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
⑦取得勧誘先の実態		当社は、取得勧誘先が、反社会的勢力からの資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選定したおらず従業員として雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(東京インキ株式会社)

①概要	名称	東京インキ株式会社
	本店の所在地	東京都北区王子一丁目12番4号
	直近の有価証券報告書等の提出日	半期報告書 第153期中（2024年4月1日～2024年9月30日） 2024年11月11日 関東財務局長に提出
		有価証券報告書 第153期（2024年4月1日～2025年3月31日） 2025年6月25日 関東財務局長に提出
②当社との関係	出資関係	当社は、東京インキ株式会社の普通株式18,004株を所有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。

	取引関係	当社の販売先及び仕入先であります。
③選定理由		主に、海外市場での取引関係を強化し、発展させていくため
④取得しようとする株式の数		未定 (特定投資家向け取得勧誘による自己株式の処分株式のうち、10,000株を上限として、2025年7月9日(処分価格決定日)に決定される予定。)
⑤株券等の保有方針		長期保有の見込みであります。
⑥払込みに要する資金等の状況		当社は、取得予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
⑦取得勧誘先の実態		当社は、取得勧誘先が、反社会的勢力からの資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選定したおらず従業員として雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(株式会社日本ピグメントホールディングス)

①概要	名称	株式会社日本ピグメントホールディングス
	本店の所在地	東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
	直近の有価証券報告書等の提出日	半期報告書 第89期中(2024年4月1日～2024年9月30日) 2024年11月12日 関東財務局長に提出 有価証券報告書 第89期(2024年4月1日～2025年3月31日) 2025年6月27日 関東財務局長に提出
②当社との関係	出資関係	当社は、株式会社日本ピグメントホールディングスの普通株式23,475株を所有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	株式会社日本ピグメントホールディングスとの取引関係はありませんが、同社の関係会社が当社の販売先であります。
③選定理由		当社における友好的取引関係を今後も維持・発展させていくため
④取得しようとする株式の数		未定 (特定投資家向け取得勧誘による自己株式の処分株式のうち、10,000株を上限として、2025年7月9日(処分価格決定日)に決定される予定。)
⑤株券等の保有方針		長期保有の見込みであります。
⑥払込みに要する資金等の状況		当社は、取得予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
⑦取得勧誘先の実態		当社は、取得勧誘先が、反社会的勢力からの資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選定したおらず従業員として雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(株式会社ユシロ)

①概要	名称	株式会社ユシロ
	本店の所在地	東京都大田区千鳥二丁目34番16号

	直近の有価証券報告書等の提出日	半期報告書 第92期中（2024年4月1日～2024年9月30日） 2024年11月11日 関東財務局長に提出 有価証券報告書 第92期（2024年4月1日～2025年3月31日） 2025年6月23日 関東財務局長に提出
②当社との関係	出資関係	当社は、株式会社ユシロの普通株式49,300株を所有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社の販売先であります。
③選定理由		国内外の取引関係を維持・発展させていくため
④取得しようとする株式の数		未定 <u>（特定投資家向け取得勧誘による自己株式の処分株式のうち、10,000株を上限として、2025年7月9日（処分価格決定日）に決定される予定。）</u>
⑤株券等の保有方針		長期保有の見込みであります。
⑥払込みに要する資金等の状況		当社は、取得予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
⑦取得勧誘先の実態		当社は、取得勧誘先が、反社会的勢力からの資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選定したおらず従業員として雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(2) 株券の譲渡制限

取得勧誘先のロックアップについては、前期「2 ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 取得勧誘の条件に関する事項

取得勧誘における価格は、発行価格決定日（2025年7月9日）に決定される予定の「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】（2）【特定投資家向け取得勧誘の条件】」における発行価格と同一となります。

<訂正後>

2. ロックアップについて

取得勧誘先であるイサム塗料株式会社、東京インキ株式会社、株式会社日本ピグメントホールディングス及び株式会社ユシロはJ-Adviserに対し、上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2026年1月13日までの期間中は、当社普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、経営の著しい不振等その他社会通念上やむを得ないと認められる場合における譲渡又は処分等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

3. 当社が指定する取得勧誘先への取得勧誘について

(1) 取得勧誘先の状況等

(イサム塗料株式会社)

①概要	名称	イサム塗料株式会社
	本店の所在地	大阪市福島区鷺洲二丁目15番24号
	直近の有価証券報告書等の提出日	半期報告書 第79期中（2024年4月1日～2024年9月30日） 2024年11月12日 近畿財務局長に提出 有価証券報告書 第79期（2024年4月1日～2025年3月31日） 2025年6月27日 近畿財務局長に提出
②当社との関係	出資関係	当社は、イサム塗料株式会社の普通株式17,968株を所有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社の販売先であります。
③選定理由	取引商材の拡充など取引関係を強化し発展させていくため	
④取得しようとする株式の数	10,000株	
⑤株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
⑥払込みに要する資金等の状況	当社は、取得予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。	
⑦取得勧誘先の実態	当社は、取得勧誘先が、反社会的勢力からの資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選定したおらず従業員として雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。	

(東京インキ株式会社)

①概要	名称	東京インキ株式会社
	本店の所在地	東京都北区王子一丁目12番4号
	直近の有価証券報告書等の提出日	半期報告書 第153期中（2024年4月1日～2024年9月30日） 2024年11月11日 関東財務局長に提出 有価証券報告書 第153期（2024年4月1日～2025年3月31日） 2025年6月25日 関東財務局長に提出
②当社との関係	出資関係	当社は、東京インキ株式会社の普通株式18,004株を所有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社の販売先及び仕入先であります。
③選定理由	主に、海外市場での取引関係を強化し、発展させていくため	
④取得しようとする株式の数	10,000株	
⑤株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	

⑥払込みに要する資金等の状況	当社は、取得予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
⑦取得勧誘先の実態	当社は、取得勧誘先が、反社会的勢力からの資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選定したおらず従業員として雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(株式会社日本ピグメントホールディングス)

①概要	名称	株式会社日本ピグメントホールディングス
	本店の所在地	東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
	直近の有価証券報告書等の提出日	半期報告書 第89期中 (2024年4月1日～2024年9月30日) 2024年11月12日 関東財務局長に提出 有価証券報告書 第89期 (2024年4月1日～2025年3月31日) 2025年6月27日 関東財務局長に提出
②当社との関係	出資関係	当社は、株式会社日本ピグメントホールディングスの普通株式23,475株を所有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	株式会社日本ピグメントホールディングスとの取引関係はありませんが、同社の関係会社が当社の販売先であります。
③選定理由	当社における友好的取引関係を今後も維持・発展させていくため	
④取得しようとする株式の数	10,000株	
⑤株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
⑥払込みに要する資金等の状況	当社は、取得予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。	
⑦取得勧誘先の実態	当社は、取得勧誘先が、反社会的勢力からの資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選定したおらず従業員として雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。	

(株式会社ユシロ)

①概要	名称	株式会社ユシロ
	本店の所在地	東京都大田区千鳥二丁目34番16号
	直近の有価証券報告書等の提出日	半期報告書 第92期中 (2024年4月1日～2024年9月30日) 2024年11月11日 関東財務局長に提出 有価証券報告書 第92期 (2024年4月1日～2025年3月31日) 2025年6月23日 関東財務局長に提出
②当社との関係	出資関係	当社は、株式会社ユシロの普通株式49,300株を所有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社の販売先であります。
③選定理由	国内外の取引関係を維持・発展させていくため	
④取得しようとする株式の数	10,000株	

⑤株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
⑥払込みに要する資金等の状況	当社は、取得予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
⑦取得勧誘先の実態	当社は、取得勧誘先が、反社会的勢力からの資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選定したおらず従業員として雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(2) 株券の譲渡制限

取得勧誘先のロックアップについては、前期「2 ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 取得勧誘の条件に関する事項

取得勧誘における価格は、発行価格決定日（2025年7月9日）に決定される予定の「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】（2）【特定投資家向け取得勧誘の条件】」における発行価格と同一となります。